

吹田市公告第 396 号

住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借業務（更改分）に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 6 月 10 日

吹 田 市 長      後 藤 圭 二

記

1 業務名

住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借業務（更改分）

2 業務概要

別紙仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和 11 年 12 月 31 日まで

※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約

4 入札保証金

吹田市財務規則 98 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

5 契約保証金

落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、1 年当たりの契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- （1）契約保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- （4）当契約による債務の不履行により生ずる侵害をてん補する履行保証保険契約にかかる保険証券の提出

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿登録記載業者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 過去 2 カ年の間に官公庁において同規模の機器賃貸借業務の契約を 2 件以上受注した実績を有すること。

#### 7 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに申込書等を提出しない場合もしくは入札参加資格がないと認められた場合には、本入札に参加することはできない。
- (2) 提出書類
  - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申込書
  - イ 契約履行実績調書
  - ウ 役員一覧
- (3) 申込書等の交付及び受付場所
  - ア 交付期間  
令和 6 年 6 月 10 日(月)午前 9 時～令和 6 年 6 月 17 日(月)午後 5 時  
申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。
  - イ 受付日時  
令和 6 年 6 月 10 日(月)～令和 6 年 6 月 17 日(月)  
午前 9 時～午後 5 時 (土・日及び平日正午～午後 0 時 45 分を除く)
  - ウ 受付場所 「22 問い合わせ先」のとおり
- (4) 入札参加資格の確認結果通知  
入札参加資格の確認の結果は、申請者に電子メールにより通知する (令和 6 年 6 月 21 日(金)通知予定)。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (5) その他。
  - ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者負担とする。
  - イ 提出された申請書は、返却しない。
  - ウ 提出期限内に申請書類を提出しない者又は本市が入札資格がないと認めた者は、本入札に参

加することはできない。

エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

## 8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由等について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和6年6月21日(金)～令和6年6月28日(金) (土・日・祝日を除く)

イ 提出場所

「22 問い合わせ先」のとおり。

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して電子メール及び書面の郵送により回答する。

## 9 本入札に係る質問等

令和6年6月17日(月)までに電子メールにより質問するものとする。質問に対する回答は、入札参加資格の確認結果通知に併せて電子メールにより行い、入札参加者全員にその内容を通知するものとする。

## 10 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年7月10日(水) 午前10時00分

場所

吹田市泉町1丁目3番40番

吹田市役所 低層棟3階 入札室

## 11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

## 12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

### 1.3 入札金額

- (1) 本件については、調達仕様書に記載のとおり令和6年12月末までにシステム構築、引き渡しを行うものとし、構築、機器の賃貸借及び保守に係る費用を含めてすべての経費を令和7年1月～令和11年12月の60か月間で案分して支払う形での契約を予定している。従って、入札書には60回払いを前提とした金額を記載すること。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 1.4 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

### 1.5 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

### 1.6 内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

### 1.7 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札書

1 8 入札の注意又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

1 9 契約の締結

契約の締結にあたっては、契約書（別紙案のとおり）の作成を要する。

2 0 予算の減額又は削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 1 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

2 2 問合せ先

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話 06-6384-1237（直通） FAX 06-6368-7346

E-mail: [shimin\\_k@city.suita.osaka.jp](mailto:shimin_k@city.suita.osaka.jp)

担当：樋上、三浦